

井川町高等学校等通学費助成金交付要綱

令和2年4月1日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 町は、経済的負担の軽減および切れ目のない子育て支援に資することを目的として、高等学校等に通学する生徒の保護者に対する定期券購入費用の一部を助成することとし、この要綱において必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 この要綱による助成を受けることができる者は次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者で、高等学校および高等専門学校等に通学する生徒の保護者
- (2) 町税その他町に納付すべき料金について滞納のない世帯
- (3) 生活保護世帯でないもの

(助成の対象となる乗車券)

第3条 助成の対象となる乗車券は、井川さくら駅で購入した、最も経済的かつ合理的な経路と認められる区間の鉄道の通学定期乗車券とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、前条の規定により購入した定期乗車券の金額の2分の1相当(別表)の額とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 助成を受けることができる期間は、町長が特別な事情があると認める場合を除き生徒一人につき3年を上限とする。
- 3 定期乗車券を滅失または紛失した場合において、定期乗車券を再度購入するために要する経費については、これを助成しない。

(助成金の申請)

第5条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者は、井川町高等学校等通学費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明または生徒手帳等在学を証明するものの写し(年度の最初の申請時のみ)
- (2) 定期乗車券の写し

(助成金の申請期限)

第6条 前条の規定による申請ができる期限は、定期乗車券の有効期間満了後1カ月以内とする。

(助成の決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきと認めるときは、井川町高等学校等通学費助成金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 この要綱による助成金の交付を受けた者で、次のいずれかに該当する場合は、井川町高等学校等通学費助成金変更届出書(様式第3号)により、直ちに届け出なければならない。

- (1) 第2条に掲げる要件に該当しなくなった場合

(2) 生徒が停学、休学又は退学により通学しないこととなった場合

(3) その他交付決定を受けた内容に変更が生じた場合

(助成金の返還)

第9条 町長は、次に掲げる要件に該当する場合には助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により助成を受けたとき

(2) 前条に該当し返還することが適当と認められるとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、交付の日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。